

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十三号

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する

条例の一部を改正する条例

広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成五年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「のビラ（広島県知事の選挙の場合に限る。」を「及び第四号のビラ（」に改める。

第六条中「（広島県知事の選挙における候補者に限る。）」を削り、「法第四百二十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号」に改め、同条に次の各号を加える。

一 広島県議会議員の選挙の候補者 法第四百二十二条第一項第四号に定める枚数

二 広島県知事の選挙の候補者 法第四百二十二条第一項第三号に定める枚数

第八条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。